二　管理の方法が、次に掲げる要件に該当すること。
イ　小銃等を保管する場合には、次に掲げる措置を講ずること。
(1)　保管の委託を受けた小銃等を保管設備に確実に施錠して保管すること。
(2)　保管設備を常に点検し、前号の基準に適合するように維持すること。
ロ　特定日本船舶への小銃等の積卸し及び保管設備への小銃等の出し入れの際に、船長が小銃の名称及び製造番号並びに実包の種類及び数量について確認すること。
ハ　小銃と実包を分けて別の容器に入れ、そのそれぞれにつき施錠すること。
ニ　船長を選任する際に、当該船長が次のいずれにも該当することを確認すること。
(1)　法第七条第二号イからワまでのいずれにも該当しない者であること。
(2)　特定警備の用に供する小銃等の管理を適切に行うために必要な知識を有する者であること。

（特定警備を適確に実施するに足りる能力を有する者の基準）

第七条　法第四条第三項第三号（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　特定警備に従事する者に対する教育訓練の内容及び方法が適切であること。
二　次のいずれにも該当しない者であること。
イ　法第七条第二号イからニまで、ホ（法第七条第二号ワに係るものを除く。）、ト、チ又はヌのいずれかに該当する者
ロ　法第六条の規定によりその者に係る法第四条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者（その者の責めに帰すべき事由により取り消された場合に限る。）
ハ　法人であって、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

（特定警備計画のその他の認定基準）

第八条　法第四条第三項第五号（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　特定警備予定事業者が、当該事業者を被保険者とする損害賠償責任保険であって、特定警備の実施中に生じた損害を**塡**補するものに加入していること。
二　計画期間が三年未満であること（法第五条第三項において準用する場合にあっては、計画期間が三年未満であり、かつ、変更前の認定計画の開始の日から三年未満であること。）。
三　その他特定警備の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（特定警備計画の変更の認定の申請）

第九条　法第五条第一項の規定により認定に係る特定警備計画の変更の認定を受けようとする認定船舶所有者は、第二号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第四条第二項各号に掲げる書類、図面又は写真の変更を伴うときは、当該変更後の書類、図面又は写真を添付しなければならない。

（軽微な変更）

第十条　法第五条第一項ただし書の国土交通省令で定める認定に係る特定警備計画の軽微な変更は、次のとおりとする。
一　法第四条第二項第一号に掲げる事項の変更
二　法第四条第二項第二号に掲げる事項のうち名称の変更
三　法第四条第二項第四号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
四　第五条第一号に掲げる事項の変更

2　法第五条第二項の規定により変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第三号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第四条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

（特定警備に従事する者の確認の申請等）

第十一条　法第七条の規定により特定警備に従事する者の確認を受けようとする認定船舶所有者は、第四号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、特定警備事業者に雇用されている者であって特定警備に従事するものに係る次に掲げる書類及び記録媒体を添付しなければならない。
一　旅券の写し
二　住民票の写し又はこれに代わる書類
三　特定警備事業者との雇用関係を示す書類
四　特定警備事業者による教育訓練を受けたことを証する書類
五　次条第一項第二号に規定する技能を有することを証する映像を記録した記録媒体
六　医師が作成した診断書であって、法第七条第二号ロ又はハのいずれにも該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの
七　法第七条第二号ニからワまでのいずれにも該当しないことを証する書類

3　国土交通大臣は、法第七条の規定による確認をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請者に通知するものとする。

（小銃等の取扱いに関する知識及び技能を有する者の基準等）

第十二条　法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　次に掲げる事項についての知識を有すると認められる者であること。
イ　法その他特定警備の実施に関する法令
ロ　小銃等の使用、保管等の取扱い
二　次に掲げる事項についての技能を有すると認められる者であること。
イ　次に掲げる小銃の操作に関する事項
(1)　小銃の保持その他小銃の基本的な取扱い
(2)　(3)　小銃の点検
(3)　実包の装**塡**及び抜出しその他実包の取扱い
(4)　射撃の姿勢及び動作
ロ　標的に対する射撃に関する事項

2　前項各号の基準に適合することの確認は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
一　前項第一号　前条第二項第四号の書類の確認及び筆記試験又は口述試験の実施
二　前項第二号　前条第二項第四号の書類及び同項第五号の記録媒体の確認

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為）

第十三条　法第七条第二号ヲの国土交通省令で定める行為は、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）に規定する罪のいずれかに当たる行為とする。

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

第十四条　法第八条の規定により変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、確認特定警備従事者が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、ヌ又はルに係るものに限る。）、第三号又は第四号に該当するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一　法第八条第二号に該当する場合（法第七条第二号ロ又はハに該当することとなった場合に限る。）　医師の診断書